

Title	明治二十五年・選挙干渉事件における言論規制
Sub Title	Restriction on free speech at the affair of intervention in general election, 1892
Author	末木, 孝典(Sueki, Takanori)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2009
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.26, (2009.), p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20090000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治二十五年・選挙干渉事件における言論規制

末木 孝典

一 はじめに

明治二十五年・選挙干渉事件とは、第一次松方正義内閣下で行なわれた第二回衆議院議員選挙において、政府、官僚、府県知事などが政府支持派（吏党）候補をより多く当選させ、議会運営を円滑にするために様々な手段で干渉した事件である。⁽¹⁾ 当時民党と呼ばれた自由党、改進黨は干渉に反発し、各地で死傷者がでる事態となった。選挙後の帝国議会や府県議会では干渉した政府や警察に対する責任追及が大きな焦点となった。

このときの干渉の具体的手段について、高橋雄豺氏は「内務大臣が治安を妨害しまたは風俗を壊乱すると認められた新聞紙に対しては発行停止の権限を与えていたので、これが選挙干渉に利用せられた」と述べて、新聞の発行停止処分を挙げた。⁽²⁾ しかし高橋氏も発行停止を受けた新聞名を列挙するに止まっているため、新聞以外の言

論規制も含めて実態が不明である。したがって、どの程度まで政府・内務省が選挙干渉に関わる言論を規制したのかという大きな課題が残されている。これは当事件に関する近年の研究で議論になっていく干渉の組織性、強権性を検討するためにも明らかにすべき課題である。⁽³⁾

また明治期の新聞研究では、主に発行部数や読者層に関する研究が進んでいる。⁽⁴⁾ 明治二十年代の新聞研究に限れば、第一次松方内閣期の新聞操縦や、第二回総選挙時の自由党『党報』告発問題についての研究などがある。⁽⁵⁾ 言論規制に関する研究は明治十年代の筆禍事件での新聞記者に対する刑罰が明らかにされているが、⁽⁶⁾ 二十年代の言論規制についてはほとんど空白に近い状態といえるだろう。

本稿はこれまでの研究に導かれながらも、明治中期の言論をめぐる状況を「井上馨関係文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵)中の調査資料や内務省統計などで明らかにした上で、「有松英義関係文書」(同)や「警視庁史料・国事警察編」(国立公文書館蔵)⁽⁷⁾などに存在する言論規制関係資料を用いて、明治二十五年の選挙干渉事件における言論規制の実態について明らかにするものである。

二 言論をめぐる法制度とその運用

本章では明治二十五年時点の言論状況をとらえるため、明治十年代から二十年代にかけて整備された言論関係の法制度を概観し、その運用例をみていきたい。⁽⁸⁾

明治政府は明治初年から言論を統制する法規を制定し、明治八年には他人への誹謗、皇族・官吏への侮辱などを罰する讒謗律や、新聞発行手続きを厳格にして外国人が発行できないようにした新聞紙条例を設け、言論

を抑圧する政策をとった。新聞紙条例については、九年からは新聞の発行停止・禁止を命じることができ、条項が追加され、十年代は新聞記者への罰金、禁固、新聞の発行停止などの処分が行なわれるようになった。そして十四、五年に自由党、改進黨が結成されると十八年頃までは「政党機関紙時代」と呼ばれる政党の主張が盛り上がりをもせた時期となった。⁹⁾この頃から言論について定めた法規が制定もしくは改定されていった。

新聞と並んで言論の重要な手段であった政談演説会に対しては、明治十三年、集会条例が制定された。¹⁰⁾集会条例の主な特徴は次の通りである。(ア)政治集会の開催や政治結社の組織は警察に届出を行ない認可を受けなければならず(第一条)、治安妨害のおそれがあると判断されれば認可されない(第四条)、(イ)警察官の臨席監視があり(第五条)、警察官は安寧に妨害ありと判断したときに退去を命じ、従わない場合は全会を解散させる(第六条)、(ウ)現役及び予備後備軍人、警察官、教員、生徒、農業工芸の見習生の参加禁止(第七条)、(エ)集会の広告、委員・文書を用いる公衆の誘導、支社の設立、他の結社との連結通信の禁止(第八条)などが定められ、違反者に対する罰則(第十条以下)も規定された。

その後、集会条例は衆議院議員選挙と帝国議会開設に合わせて、明治二十三年に集会及政社法に改められた。¹¹⁾集会に関しては次のような規定が置かれた。(ア)選挙準備のための集会は、投票前三十日間に限り、選挙権、被選挙権をもつ者であれば軍人、警察官、教員などでも参加できる(第四条)、(イ)帝国議会開会から閉会まで、国会から三里以内での屋外集会、多衆運動の禁止(第八条)、(ウ)集会での武器や兇器の携帯禁止(第十条)、喧擾狂暴を制止されても従わない場合は警察官に退出させられる(第十二条)、(エ)集会の規定違反、安寧秩序の妨害、警察官の臨監拒否、退出命令に従わないなどの場合は集会を解散させる(第十三条)などである。政社については次のような規定が置かれた。(ア)委員・文書を用いる公衆の誘導、支社の設立、他の

政社との連結通信の禁止（第二十八条）、（イ）帝国議會議員の發言・表決について議會外で責任を問うことの禁止（第二十九条）、（ウ）内務大臣による安寧秩序を害する結社の禁止命令（第三十条）などである。

新聞に関しては幾度かの改正を経て明治二十年に新聞紙条例が制定され、次のような特徴をもつものとなった。⁽¹²⁾（ア）新聞発行二週間以前に題号・発行人氏名などの届出（第一条）、（イ）発行人は内国人で二十歳以上の男子限定（第六条）、（ウ）保証金の支払い（第八条、東京は千円、地方によって額が異なる）、（エ）発行ごとに内務省に二部、管轄庁及び管轄治安裁判所検事局に各一部納める（第十二条）、（オ）関係者から正誤記事の掲載を求められた場合は次回又は第三回の発行で掲載する（第十三条）、（カ）掲載記事に関して裁判を受けた場合は次回発行紙に宣告の全文掲載（第十五条）、（キ）重罪軽罪の予審に関わる事項は公判以前に掲載禁止（第十六条）、犯罪を庇う論説禁止（第十七条）、非公開の公文書などの無許可掲載禁止（第十八条）、（ク）治安妨害、風俗壊乱のおそれのある新聞は内務大臣が発行禁止・停止できる（第十九条）、その場合に大臣は発売頒布を禁止し、差押えできる（第二十条）、（ケ）政体変壊、朝憲紊乱の論説を掲載した場合は発行人、編集人、印刷人は軽禁固、罰金を科される（第三十二条）などが定められた。

また出版条例は新聞・雑誌以外の文書図画を対象として、新聞紙条例と同趣旨で制定された。⁽¹³⁾そのため、文書図画を出版する場合は発行日の十日前までに製本三部と出版届を内務省に提出する条項（第三条）以外は、治安妨害、風俗壊乱のおそれのある文書図画について内務大臣は発売頒布を禁止し、差押えできること（第十六条）など、新聞紙条例と同様である。

以上のように法令が整備され、集会は警察官、結社・新聞雑誌は内務大臣がそれぞれ解散、禁止などの命令を出す権限を有することが定められた。これらの権限を用いて、政府は自由民権運動などに対する言論規制を

強めたのである。無論民権派も対抗し、大同団結運動では言論集会の自由を含めた三大建白運動を展開し、帝國議會発足後は議席を得た民党議員が言論の自由を主張していった。

そして、第二回総選挙の際には上記の権限にもとづいた通常の取締りとは別に、特に民党首脳に打撃を与え、ことを狙った事件が起きた。すなわち自由党『党報』告発事件と自由党・改進黨集会及政社法違反事件である。前者は自由党の『党報』号外に対して新聞紙条例第二十四条違反を理由に板垣退助自由党総理も含めた告発が行なわれたが、結局批判の声が強くなり訴訟となった。⁽¹⁴⁾一方、後者は板垣自由党総理と大隈重信改進黨代議総会長が連名で民党候補の推薦広告を出したことについて、集会及政社法第二十八条違反で内務省が告発した事件である。⁽¹⁵⁾この事件も反対の声が上がったが告発が行なわれ、自由党、改進黨の両代表と選挙候補者を含めた計四十四名が被告となった。被告たちは投票日直前の二月十三日から断続的に裁判所に召喚された。結局、四月二十九日に予審で証拠不十分で免訴となった。両事件とも当時の法制度では違法とはいえないだろうが、運用の仕方によっては、政府が選挙を有利に進めるために強制力を行使することもできたことを示している。したがって、外形的に法に依拠した取締りを行なったかどうかを検討するだけでなく、どのように法を運用して取締りを行なったのかを見る必要があるだろう。

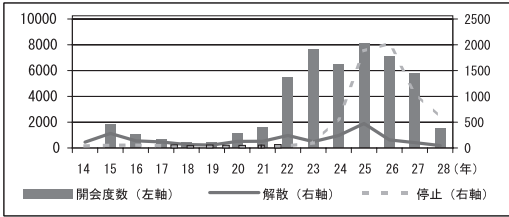
三 集会及政社法による言論規制

前節で述べた明治中期の法制度のもとで言論活動はどの程度活発に行なわれ、また、どの程度規制されたのであろうか。本章では集会・結社に焦点をあててみていきたい。

(1) 集会・結社をめぐる状況

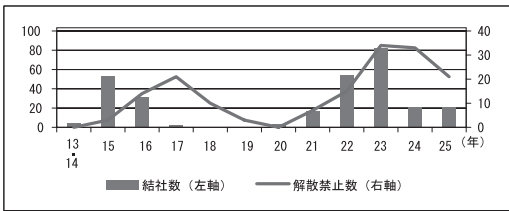
本節では集会及政社法による言論規制の状況について、統計資料を用いて数量的に示したい。まず、明治十四年から二十八年までの政談集会開会数と解散・禁止数をグラフで示したのが図1である。¹⁶⁾ また、明治十三年四月から二十五年七月までの結社数と解散・禁止数をグラフで示したのが図2である。¹⁷⁾

図1 政談演説会数と解散・禁止数（明治14年～28年）



注 『内務省統計報告』第十一巻（日本図書センター、平成元年）をもとに作成した。

図2 結社数と解散・禁止数（明治13年4月～25年7月）



注 「新聞紙法案参照・新聞雑誌調・明治二五年一〇月調」（「井上馨関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵）をもとに作成した。

明治十年代半ばは自由民権運動が全国的に広がりを見せた時期に当たり、二十年代前半は大日本帝国憲法発布と、それにとまなう第一回衆議院議員選挙の実施や帝国議会の開会を迎えた時期に当たる。図1をみると、政談集会の開会は、帝国憲法発布の二十二年から急激に増え、衆議院議員選挙が実施された二十三年（七千六百二十一回）と二十五年（八千七十六回）が特に多くなっている。また、図2をみると結社数も二十二年から急激に増えている。二十五年は演説人員二万七千九百九十六人、結社数二十一（七月まで）である。一方、規制については特に政談集会の停止命令が二十四年から急増し、

二十五年（二千三十件）にピークに達していること、また、解散命令は二十五年（四百七十四件）が突出して多いことがわかる。

一般的に自由民権運動期の政治熱の高まりはよく知られるところである。だが実際には憲法発布後から政談集会、結社とその規制が急激に増加している。政治意識の全国的高まりは、むしろ総選挙や帝国議会の設置などにより二十年代の方が熱を帯びていたといえる。

（2） 法運用の変遷

本節では活発化する言論活動に対して内務省、警察がどのような方針で関連法を運用し取締りを行なおうとしたかという点について、具体的な訓令を用いて明らかにしたい。

まず、集会及政社法制定前の明治二十二年四月六日、山県有朋内務大臣は集会取締りに関する訓令を発した。⁽¹⁸⁾内容は、「政党競争益々熱度を増進するに従ひ甚しき軋轢を醸し」ている状況において、選挙で候補者を脅迫したり、他党の演説を妨害したりする行為が続出したため、「他の正当なる権利を妨害」する者に対しては、「未だ犯罪を構成するに至らずと雖も機に臨み変に応し宜しく之を防制」し、「正当の権利者を保護」するように指示し、権利を妨げる者への取締りを命じるものであった。その上で具体的指示を七項目にわたって示している。特に見るべきは、第二項目の「高等にして最熟練の警察官二名以内を派遣」すること⁽¹⁹⁾を命じたものと、第五項目の次の内容である。

出場の警察官に対し軽侮するの行為あるも其の甚しきに涉らざるに於ては成るべく耐忍し苟も演者及聴

衆に対し粗暴の行為を試み其の他演説会場に於て有間敷挙動を為すものあらは厳に之を制止し尚肯せざるものは公力を以て退場せしむること

これにより訓令が軽率な権力行使を戒めていることがわかる。前述の通り、既に集会条例第六条によつて警察官は集会を解散させる権限を持っていた。監臨する警察官に「高等にして最熟練」という条件が付された理由は、第五項目にあるように軽侮に対して耐え、また、制止に従わない者を退場させるかどうかを慎重に判断させるためであった。

その後、第一回衆議院議員選挙を目前に控えた明治二十三年六月二十四日、田中光顕警視総監が命じた内訓によると、東京では選挙競争の弊害はこれまででなかつたが、初の衆議院議員選挙だけあって、「宴席を設け選挙者の甘心を買はん事に汲々とし或は公然集会を開き攻撃誹謗の弁を振ひ互に相競争する実況」が生じている。これが過激になると「卑劣の手段粗暴の行為に出るの徒」が当選し、「老成着実の輩」が落選することになりかねない。そのため警備を強化し、衆議院議員選挙法や補則の罰則に抵触する行為を取締まるよう指示した。これにより予防的措置として取締りの強化を指示していることがわかる。

さらに明治二十四年十二月二十五日に衆議院が解散されると、翌日、園田安賢警視総監は警察官に対して、次のように「集会又は政社に対する処分」を指示している。⁽²¹⁾

- 一 旧議員たる者は衆議院の解散と同時に其資格を失ひたるものなれば事苟も政事に関する事項を論議する為旧議員異党派を以て相集会し或は通信を為すものあらは法律に照し相当の処分を求むへし

一 新聞雑誌等の記事に依り其発行を停止せられたる論説と等しき演説を為すものは悉く停止又は解散の処分を行ふへし

一 詭弁激論以て安寧秩序を紛擾せしめんとするの講談論議は停止解散其宜に従ふべきは勿論なりと雖も国家の治平秩序を害するの意に出てすして解散の得失を論し或は政府の政略を批難し又は其是非を評するもの、如き言論は之を制限するの限にあらす

これによれば、第一項は解散後の衆議院議員が議員資格を保有しないことを強調し、異党派すなわち自由党と改進黨の前議員が連携して集会や通信を行なうことを封じる措置を命じていることがわかる。これは集会及政社法第二十八条に規定されている。次に第二項は新聞雑誌に対する発行停止処分（新聞紙条例第十九条）が同内容の演説取締り（集会及政社法第十三条）の根拠になることを示している。つまり異なる法規の処分を一体化させることにより、内務大臣が特定の新聞を発行停止にすれば東京の警察官が演説を停止・解散できるようになった。そして第三項は国家の秩序を乱す意図がない議論は一定程度許容することを伝えている。園田警視總監は解散前から自由党と改進黨の連携について密偵に探聞させ、松方首相に報告していた。⁽²²⁾解散後は、集会及政社法と新聞紙条例の具体的運用を指示し、両政党の連携や言論活動の規制を狙ったことがわかる。

⁽²³⁾ また小松原英太郎内務省警保局長からも、明治二十五年一月八日付で各府県に向けて次のような指示が出された。

過激派の者は政府の信用を傷けん為無闇に無根のことを構造し仮令は政府は丸の内の地所を払下け其の

金の行先きは判らぬとか大蔵省は使用すへからざる金を使ふとか等の如きことを演説したる場合は停止又は解散するは其実況に依るへしと雖も右等の演説は其官名を指さ、るも政府即ち内閣大臣等を侮辱したるものとなし検事と協議を遂げ司法処分に附し然るへし

これによれば、民党候補者あるいは支持者が政府の土地払下げや大蔵省の金をめぐる不正を噂として流していること、またそれを取締りたい内務省が集会の停止・解散ではなく、官吏侮辱罪で告発する強硬的な手法をとるよう指示していることがわかる。背景には、先述の自由党『党報』告発事件で問題とされた「自由党宣言書」（一月五日発行）が内閣の官有物払下げや特定の商人との結託などを「藩閥政治の弊」であり、「民間の発達を妨害」しているとして批判したことがあると考えられる⁽²⁴⁾。白根内務次官は、宣言書を「内閣諸公は官金を盗みたと、失敬にも、不都合にも之を天下に宣告した」もので、「政府即ち内閣諸公之職務に対し、大なる侮辱」であると認識しており、八日付の指示は政府を「侮辱」する言論を力で抑えることを指示したものであろう。

以上の四通の命令をみると、内務省の言論に対する取締り方針は段階的な変化をみせている。第一段階は政党間の過熱する競争を沈静化するため、熟練した警察官が慎重に正当な権利者を保護する方針を示した二十二年である。第二段階は第一回総選挙で粗暴な行為が老成着実な者に不利にならないよう選挙法違反を取締まるよう指示した二十三年である。最後は第二回総選挙を迎え、具体的な取締り対象を指示し民党の言論を封じようという意図が明確に内務省、警察に現われる二十五年である。このように、同じ法令に依拠しながらその時々
の取締り方針によって法運用が顕著に変化していることがわかる。

(3) 板垣遊説にみる演説規制

本節では実際に政談集会における演説がどのように規制されたのか、自由党総理・板垣退助の遊説を例にみていく。

板垣が民党候補の選挙応援演説を各地で行なうことに關し、内務省はすでに明治二十四年末に遊説予定を把握し、松方首相や遊説先の地方に警戒を呼びかけていた。⁽²⁶⁾

まず板垣は、翌年一月五日、最初の遊説先・埼玉に向かった。六、七日は数カ所で演説会、懇親会を開催し、大勢の聴衆を集め中止されることもなかったという。⁽²⁷⁾しかし、次の遊説先・福島では、二十一日に郡山町で中止を命じられ⁽²⁸⁾、以後、二月五日に山梨の相興村、十一日に大阪でも中止を命じられ、思うように演説できなくなっていた。⁽²⁹⁾

ここでは大阪での演説中止の状況を詳しくみておきたい。⁽³⁰⁾演説会は午後二時から始まり、板垣は「選挙区民ニ告ク」という題で演説した。板垣は、解散による選挙を「行政官か原告」で、「議會が被告」となった裁判にたとえ、裁判官である有権者によって「国利民福」が決まると述べた。その上で、町村長が干渉をしたり、商売の取引上で投票を促したり、水をせき止めて下流民に自派への投票を強いる例を挙げ、「代議政体治下」では腕力を用いることや、金で人の意思を乱す行為は許されないと過熱する選挙の状況を戒めた。そして、板垣が「金のために意志を枉げたる時ハ即ち国を売ると云ふものである」と述べたところで、臨監の警察署長が演説の中止を命じた。これに対し、板垣は選挙規則でも賄賂に罰則があることを指摘したが、警官は答弁しないと取りあわなかった。

この一件に関して、関西地方を中心に政府の選挙工作に従事した九鬼隆一は、二月十一日、神戸に到着する板垣一行について、松方首相に「当港而は十分防戦之積、用意完全に致し居申候也」と、備えを万全にしたことを伝えた。⁽³¹⁾ さらに十三日には次のように報告している。⁽³²⁾

板垣のこと、大坂にては小々無理ながら挫ぎ、神戸にては却而穏和に演術を畢へしめ(何等害なきことをのみ申せり、必竟大坂にて強而挫ぎ候影響と、加ふるに壮士的事にて、怖る、ことも多く有之、……)

これにより大阪での演説中止が強引な処分であったこと、その影響で神戸での演説内容が政府にとって無害なものとなったことがわかる。しかも、神戸の演説会場は地元候補の鹿島秀麿陣営(改進黨)が手配する段階で管理者が吏党壮士の脅迫を受け借りられない事態も起きており、⁽³³⁾ 演説会の開催すら困難な状況にまで陥っていた。

一方、自ら広島九区で立候補し、吏党候補のまとめ役を担っていた井上角五郎は一月二日に神田錦輝館で演説会を計画し、松方首相に「警視庁へは、十分ニ保護を乞ひ度、成る丈け平服の巡査を派出候様ニ願上候」と、平服警官による保護を依頼している。⁽³⁴⁾

以上述べたように、板垣の遊説については政府から警戒され、地方の警察から強引な処分を受けたのとは対照的に、吏党候補には政府・警察の厚い保護が与えられていたことがわかる。近年、第二回総選挙に関する中央からの指示は合法性、間接性などが強調される傾向にあったが、⁽³⁵⁾ 今後は本章でみたような具体的な取締り命令や板垣の演説に対する強引な中止処分などを考慮して干渉の性格をとらえる必要があるだろう。

表1 項目別新聞雑誌調査結果

項目	計	新聞	雑誌	期間
現在発行紙誌数	746	241	505	
新聞雑誌禁止数	16	13	3	14年～25年9月
新聞雑誌停止数	516	418	98	14年～25年9月
停止平均日数・回数		15日弱	4回強	
出版条例による雑誌許可数			2,272	21年1月～25年10月
(内現在発行数)			781	25年1月～10月
新聞雑誌発行数	2,804	501	2,303	21年～25年9月
同 廃刊数	2,005	319	1,686	
廃刊紙誌の発行平均日数・冊数(東京)		473日	46冊弱	23年1月～25年10月
同(地方)		426日	17冊弱	24年1月～25年10月

注 「新聞紙法案参照・新聞雑誌調・明治二五年一〇月調」(「井上馨文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)にもとづき作成した。

四 新聞紙条例による言論規制

本章では当時の新聞・雑誌をめぐる状況をみただで、新聞紙条例にもとづく言論規制の状況について明治二十五年中の発行停止処分を例にとり検討したい。

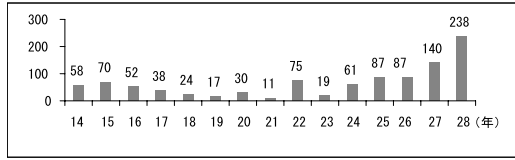
(1) 新聞・雑誌をめぐる状況

本節では新聞・雑誌をめぐる状況を統計資料にもとづいて数量的に示したい。

「井上馨関係文書」中には「新聞紙法案参照・新聞雑誌調・明治二五年一〇月調」(以下、「新聞雑誌調」という資料が含まれている。³⁶⁾この調査結果が表1である。これによると、十四年から二十五年九月までの期間で、新聞の発行停止が四百十八紙、発行禁止が十三紙あったのに対して、雑誌の発行停止は九十八誌、禁止は三誌である。

一方、新聞・雑誌に対する十四年から二十八年の発行停止数を示したのが図3である。³⁷⁾「記録材料」に記載されている停止理由をみ

図3 新聞雑誌の発行停止処分件数（明治14年～28年）



注 「記録材料・功程報告・内務省」（明治十八—二十五年度、国立公文書館蔵）、『内務省統計報告』第十一卷（日本図書センター、平成元年）をもとに作成した。

いては表面上とは異なり、政府とのつながりが指摘されるものも多い。佐々木隆氏は次のように説明している。⁽³⁹⁾

ると、明治二十二年の治安妨害七十四件は主に憲法発布と条約改正にともなう停止処分であり、二十四年の五十件は大津事件などによるものと説明されている。二十五年は八十七件でそれまでで最も多い数字になっている。二十七、八年が百四十、二百三十八件と急激に増えているのは日清戦争に関する報道への規制が原因である。一般に国内外で大事件が起きると様々な情報や噂がとびかうため停止命令も多く出される傾向にあるといえる。これに関連して、西田長寿氏は憲法発布後の言論弾圧として大隈条約改正案に対する反対運動への新聞雑誌発行停止による言論弾圧、大津事件報道に対する事前検閲などの言論弾圧を挙げた上で、第二回総選挙の選挙干渉批判と日清戦争報道も例として挙げている。⁽³⁸⁾

以上のように、新聞・雑誌上での言論活動は憲法発布を契機として活発化した。政府は大事件が発生する度に関連法規を用いて言論規制を強めていった。

次に当時の新聞の色分けについて概観しておく。明治二十五年前後の新聞につ

『朝野』『国会』『中央新聞』が内務省系、『都』『中正日報』が準内務省系、『東日』が伊藤・井上系、『経世』が松方系、『寸鉄』が陸奥系、『東京新報』が伊藤と内務省に両属（伊藤に傾斜中）、中立紙の『日本』と『時事』も内務省または品川に連絡があると目されていた。

このように有力新聞の多くが政府との関わりを持ち始め、特に政府による資金援助が行なわれたことが指摘されている。⁽⁴⁰⁾この背景には松方内閣の新聞操縦策があったことがわかっている。まず、政務や新聞統制を統一するために陸奥宗光農商務大臣を部長とする政務部が設置されたが、結局藩閥内の反発から陸奥が部長を辞任し政務部構想は破綻した。⁽⁴¹⁾その後、松方首相による「新聞操縦本部」を通じた新聞統制が行なわれるなど、⁽⁴²⁾政府と新聞の関係はこの時期に大きく変化したといえる。

一方、自由党系としては新聞『自由』、雑誌『党報』、『自由平等経緯』があり、改進黨系としては『郵便報知新聞』、『毎日新聞』があった。その他、地方の民党系新聞も自由民権運動や大同団結運動の流れをくんだ新聞が多く経営されていた。

第二回総選挙において選挙運動が始まると、上記のような政府系・民党系の新聞が敵味方に分かれ、ときに中傷合戦を繰り広げた。そのため選挙戦における新聞記事は敵対勢力に対する意図的な攻撃や根拠のない風説が多くなり、⁽⁴³⁾事実と認定するには注意が必要な状況であった。

(2) 明治二十五年の新聞・雑誌発行停止状況

本節では先行研究をまとめた上で、新聞・雑誌に対する発行停止処分の状況について詳しくみていきたい。先行研究では、前述の通り高橋雄豺氏が政府の選挙干渉手段の一つとして新聞の発行停止を取り上げている。高橋氏は、明治二十四年十二月初めから翌年二月十六日までの官報警察欄を調べ、発行停止と発表された二十四件の新聞名と発行月日を挙げている。特徴として、「停止処分を受けた新聞のうちには、大新聞と見られるものはない」ことを指摘し、その理由は停止処分によって受ける被害が大きいため記事に注意したからとして

いる⁽⁴⁴⁾。また、第二回総選挙後に発行された民友社の『選挙実録』は、二十五年一月一日から三月二日までに発行停止処分を受けた新聞雑誌を三十九件挙げている⁽⁴⁵⁾。両者の問題点として、第一に調査漏れの可能性があること、第二に処分を受けた新聞雑誌名と日付しかわからず、どのような部分が治安妨害に抵触したのかわからないこと、第三に本当に選挙干渉に関する処分なのかわからないことが挙げられる。これは通常、発行停止処分を受けた紙面は差し押さえられ、資料として残らないためである。

ところが、幸いなことに「有松英義関係文書」には「明治二十五年中新聞発行停止取調表」（以下、「取調表⁽⁴⁶⁾」）という資料があり、処分を受けた新聞名、発行月日、停止月日、停止期間、禁止紙数、対象府県などが記載されている。管見の限り、これまで当資料を用いた研究は見あたらない。そこで以下ではこの「取調表」を用いて明治二十五年の言論規制状況を考察したい。

「取調表」によると、明治二十五年の新聞発行停止件数八十七件のうち、風俗壊乱を理由とするものが五件⁽⁴⁷⁾、治安妨害を理由とするものが八十二件である。新聞の種類としては、選挙干渉関連では民主党系の地方新聞が圧倒的に多く、当該期の紙面がほとんど現存していない新聞も多い⁽⁴⁸⁾。他に「中正日報」、「都新聞」、「寸鉄」など民主党系ではない新聞も含まれている。二十五年全体についてみると、松方系の『経世新報』が三度⁽⁴⁹⁾、「日本」が二度⁽⁵⁰⁾の処分を受けているほか、『東京日日新聞』⁽⁵¹⁾、「回天新聞」⁽⁵²⁾、「国会」⁽⁵³⁾、「朝野新聞」⁽⁵⁴⁾、「読売新聞」⁽⁵⁵⁾など政府と関係がある新聞の名前もみられる。

次に処分内容を見てみたい。最も重いものは廃刊であり、『肥筑新聞』（佐賀⁽⁵⁶⁾）、「中越自由」、「山陰曉鐘」（島根）⁽⁵⁷⁾、『廓新聞』⁽⁵⁷⁾、『埼玉平民雑誌号外』、『第十濃飛日報』（岐阜）⁽⁵⁸⁾、『埼玉新報』⁽⁵⁸⁾、『埼玉日報』の八紙が対象とされた。停止期間として最も長いのは六十日間、最も短いのは五日間である⁽⁵⁹⁾。治安妨害を理由とする処分の平

均停止期間は、選挙干渉に関係するものが約二十四日間、関係しないものが約十八日間となり、前者の方が重い傾向がある。先に紹介した「新聞雑誌調」（表1）の明治十四年から二十五年九月までの平均停止日数十五日弱と比較しても重いことがわかる。

（3）選挙干渉に関わる発行停止記事

本節では「取調表」中の選挙干渉に関係するとみられる記事を取り上げ考察していく。

まず、八十二件の治安妨害を理由とする発行停止記事のうち、選挙干渉に関係すると考えられる記事は表2で示した五十一件である。⁽⁶⁰⁾内訳は投票日の二月十五日までが二十八件、投票日後から選挙干渉の騒ぎが続いた三月四日までが十七件、それより後のものが六件となる。⁽⁶¹⁾選挙干渉に関係する記事が原因で廃刊となったのは、四紙である。⁽⁶²⁾

次に、「取調表」の記載を用いて選挙干渉に関係して処分対象となった五十一件の記事内容についてみてきたい。ただし、記載のすべてを扱うことは紙数の都合上困難であるため、ここでは内容を四種類に分類し典型的な記事について取り上げていきたい。⁽⁶³⁾

第一分類は、選挙期間中に政府を批判した記事である。該当記事は十件あり、いずれも選挙序盤の一月中の発行である。平均停止期間は三十三・六日である。

『中正日報』（二月一日付）の「徳川幕府の末路は殆んど明治政府の今日に似たり」や、『活世界号外』（二月九日付）の「薩長政府が大日本皇帝陛下の御威徳を如何なる度迄敬重し奉る乎」、『通信新聞』（二月十二日付）の「国民の輿望を失ひし以上は明治政府の運命蓋し亡びざるを得ず徳川幕府の末路も明治政府近日の現象に似

表2 選挙干渉関連発行停止処分一覧

題名	発行月日	停止月日	停止期間	禁止紙数	対象府県	分類
中正日報	1月1日	1月1日	3週間	9	東京他2県	1
若狭自由新聞	1月7日	1月8日	23日間	227	福井	1
越中新聞	1月8日	1月10日	23日間	191	富山	1
活世界号外	1月9日	1月9日	60日間	1765	東京	1
進歩	1月10日	1月18日	51日間	13	岡山	1
通信新聞	1月12日	1月12日	2週間	○	○	1
九州自由新聞	1月13、14日	1月15日	4週間	○	○	1
日本魂	1月15日	1月18日	51日間	59	兵庫他2県	1
峡中日報		1月20日	23日間	1144	山梨	1
土陽新聞	1月23日	1月23日	17日間	29	高知	2
民報	1月25日	1月27日	42日間	○	○	1
肥筑日報	2月27日	1月27日	5週間	782	佐賀	3
自由	1月29日	1月29日	2週間	188	福井他10府県	2
湖南日報	1月30日	2月2日	3週間	28	滋賀	2
土佐	1月31日	2月2日	3週間	8	高知	3
民党	2月1日	2月6日	16日間	○	○	4
党報	2月2日	2月2日	5週間	184	滋賀他11府県	4
寸鉄	2月3日	2月3日	3週間	424	東京他9県	3
大阪自由新聞	2月3日	2月4日	3週間	101	大阪他7県	2
都新聞	2月4日	2月4日	1週間	299	兵庫他11府県	3
千代田新聞	2月4日	2月4日	1週間	1	岐阜	3
北門新報	2月4日	2月5日	3週間	○	○	3
峡中新報	2月5日	2月8日	3週間	11	山梨	3
大阪曙新聞	2月7日	2月9日	19日間	450	愛媛他2府県	4
北陸自由新聞	2月10日	2月10日	3週間	7	福井	3
下野民報	2月15日	2月15日	2週間	○	○	3
肥筑新聞		2月16日	廃刊	○	○	4
自由平等経綸	2月15日	2月19日	56日間	51	東京他5県	3
山形自由新聞	2月18日	2月21日	3週間	71	山形	2
大和新聞	2月19日	2月21日	3週間	○	○	3
長崎新報	2月21日	2月25日	3週間	1	長崎	3
大分新聞	2月23日	2月24日	3週間	42	大分	2
越中新聞	2月26日	2月29日	18日間	618	富山	3
自由	2月26日	3月19日	3週間	221	兵庫他11府県	3
亜細亜	2月28日	3月1日	50日間	151	東京他9県	3
山陰暁鐘	2月29日	3月4日	廃刊	38	鳥取	3
郵便報知新聞	3月1日	3月1日	15日間	165	東京他14県	3
鹿児島新聞	3月1日	3月2日	3週間	1582	鹿児島	3
国民新聞	3月2日	3月2日	3週間	316	東京他11県	3
寸鉄	3月2日	3月2日	3週間	197	山形他6府県	2
中越自由	3月2日	3月4日	廃刊	52	富山	4
富山日報	3月3日	3月5日	3週間	142	富山、岐阜	2
北陸自由新聞	3月3日	3月6日	3週間	○	○	3
肥筑日報	3月3日	3月7日	3週間	○	○	3
因伯時報	3月4日	3月5日	2週間	53	鳥取	2
秋田魁新聞	5月31日	6月3日	2週間	○	○	3
埼玉平民雑誌号外	8月23日	8月25日	廃刊	199	埼玉	3
因伯時報	9月2日	9月5日	10日間	1	鳥取	3
北陸自由新聞	9月14日	9月16日	2週間	○	○	3
中国民報	11月30日	12月3日	3週間	○	○	3
埼玉民報	12月5日	12月5日	廃刊	○	○	4

注1 「明治二十五年中新聞紙発行停止取調表」(『有松英義関係文書』)にもとづき作成した。
 注2 空欄、記号○は元の資料のままである。対象府県名は元の資料には全て記載されているが、この表では省略した。順番は発行月日順である。

たりしならん」など、藩閥政府の将来を徳川幕府の崩壊になぞらえて批判する内容が目立つ。注目すべきは政府系、特に準内務省系とされる『中正日報』が政府批判で発行停止になっている点である。内務省の同紙に対する管理が「余り徹底したのではなく、体系的なものでもなかった」⁽⁶⁴⁾ことを示す一例といえる。この分類中、最も過激なのは『越中新聞』（富山、一月八日付）の「不公平ハ革命の基なり」と題する記事である。衆議院解散の上奏文が民党を誹謗し国安を妨害していると批判した上で、「政治の不公平は革命を促すの因ならざるはなし」、「輿論の憤怨は終に革命の卵となり」と述べ、「革命」を持ち出している。

以上のように、第一分類は本格的な干渉が始まる前の選挙戦序盤で天皇や革命などを持ち出して政府を批判している。これらの記事は選挙において政府、吏党に不利となることは明らかである。

第二に、選挙に干渉を加え本来の職務を遂行しない警察を批判した記事である。該当記事は九件あり、二月から三月にかけて掲載された。平均停止日数は十九日である。

『自由』（一月二十九日付）は「兇漢あり暴夫あり白昼公然群隊をなして横行す而して警察の力〇〇〇〇〇〇と仮定せよ〇〇〇〇〇〇云々」、「演説会場に入るの吏党壯士は暴語を放ち暴行を加へ人を殴打するに至る而して警察は之を制止せず……之を以て警察は集会を保護したりと謂ふを得る乎」と、一月二十一日に高知県第二区で弁士が演説中に殺害された事件を取り上げ、本来の職務を放棄する警察官を批判している。⁽⁶⁵⁾伏字になっている部分も処分対象に入っていることがわかる。この高知の殺害事件以後、警察に対する批判が強まり、同様の記事で処分される新聞が出てくる。

次に『寸鉄』（三月二日付）は「警察の干渉」と題する記事で、「警察官か一個人の資格を以てせり」というのは選挙干渉を「自白」していると述べ、警官が「甲を選挙すへしと説き乙を選挙すへからすと勧め」、「之に

従はざる者あれば陰に言うへからざるの手段を用ひ」というのは「人民の選挙権を蹂躪」していると、選挙の際に警察官の行なったことを具体的に伝えて処分されている。

以上、第二分類は選挙戦が過熱する中、本来選挙運動を取締まる立場にある警察が干渉の当事者になつてゐることを伝えた記事である。記事の内容自体が、干渉を否定する政府にとって都合の悪いものであつたことがわかる。

第三に、選挙干渉の実態を暴露し、批判した記事である。該当記事は二十六件あり、四分類の中で最も多い。時期は二月から十二月まで広く存在し、五月以降の六件はすべてここに分類される。平均停止日数は二十一・四日で、廃刊が二紙ある。なお、この分類は記事によつて力点の置き方が多少異なる。

『寸鉄』（二月三日付）は「選挙競争の原因」と題して次のように政府が選挙に介入していった過程を全体的に詳細に伝えている。

目下各府県に於る選挙の争闘に対しては亦責を政府に帰せざるへからず抑々政府は曩に議會を解散するや反対党と選挙を争はんと欲して各地方官に内訓を下し所謂吏党たるへき候補者を推薦せしめ又政府自らも候補者を指名して其準備に着手したり云々各府県知事が候補者を推薦して内務省に上申し又は内務省より直接候補者たるへき者に内命し又は警察官か選挙人に所謂吏党選挙の勧誘を為し云々又は其職権を以て部下の事務官を使用し加ふるに所謂吏党の選挙費を政府より支給する如き政府の為すへき事にあらず云々はれ此を今回の選挙競争の熱度に一層の昇騰を現はし血を雨らし肉を飛ばすの悲境を各地に生したる所以なりとす

内容は政府、警察官が職権を用いて選挙に干渉している点を指摘するものである。先の三月二日付記事と合わせて、『寸鉄』の記事は干渉に批判的であった陸奥の意向を受けて書かれたことが推測される。⁶⁶同傾向の記事として、『北門新報』（北海道、二月四日付⁶⁷）は、「何ぞ腐敗の甚しき」と題する記事で宮内省官吏、知事、内閣書記官、郡長、警察官が様々な手段を用いて選挙に干渉したことを挙げ、官僚は「法律を蔑視したり其職分を忘れたり」と批判した。

また、『土佐』（二月三十一日付）と『都新聞』（二月四日付）は、一月二十九日に高知県第二区の斗賀野村で民党と吏党が衝突し二人が死亡した騒動を伝えたが、処分は前者が三週間、後者が一週間と分かれた。『土佐』は地元高知の民党系新聞であり、記事では民党二十一名と吏党百四名が互いに抜刀、発砲し、戦闘している様子を詳細に伝えた。一方の『都新聞』は先の『中正日報』と同様に準内務省系といわれるが、記事では通常の議員競争と同一視できない「戦争」状態になっているにも関わらず、政府が予戒令も憲兵も使おうとせず「傍観」していることを批判し、巡査が吏党に加担して民党を攻撃していると伝えた。両者の記事は、地元と東京の距離や新聞の性質から、事件報道の詳細さや使用している字句の不穏さに差があり、これが処分の差になったといえそうである。内務省が政府批判よりも字句の不穏さの方に神経を尖らせていたことがわかる。

そして、自由党系雑誌『自由平等経緯』（二月十五日付）は選挙干渉に関連して政府を批判した「無茶苦茶」と題した記事で、五十六日間の停止という重い処分を受けた。記事の概要は、白昼殺人が起きて警察が犯人を捕まえないような状況になり、選挙に贈賄脅迫が行なわれ、武器で争い、憲兵が登場し、二党の首領が告発されるなど「無茶苦茶」である、という内容である。この件について『自由平等経緯』の編集人であった野島

幾太郎は、次のように述べている。⁽⁶⁸⁾

此の十五日発行の「自由平等経緯」第二十四号は、不運にも発行停止の災厄に遭ふた、而して其の内容を点検したるに、赤堂初見八郎氏の執筆に係る「時事漫言」にあつたらしい、其の漫言三章にして、第二章の「内閣の処置は如何」と題したるのに曰く、……其の第三章は「無茶苦茶」と題して、政府の対選挙の事実三四を指摘し、之れを冷嘲したのであつたが、痛く其の急所を突かれたものらしい、但し第三者に在りては、矢張り平々凡々の記事たるに過ぎぬ。

実際の処分は第三章のみを対象としたものであつたが、編集人にも、どの記事が処分の対象になつたか推測できたようだ。⁽⁶⁹⁾

以上、第三分類は警察に限定せず政府の干渉が引き起こした事態を批判的に伝えた記事であり、第二分類と同様に記事自体が政府にとって都合の悪いものだったことがわかる。

第四に、停止処分期間中に代用（替え玉）として発刊した新聞が停止権軽視を理由に処分を受けたものである。該当するのはいずれも民党系の『民党』⁽⁷⁰⁾、『大阪曙新聞』⁽⁷¹⁾、『中越自由』⁽⁷²⁾、『肥筑新聞』⁽⁷³⁾、『埼玉民報』⁽⁷⁴⁾、『党報』の六紙である。同じ停止権軽視でも処分が大きく異なり、⁽⁷⁵⁾その具体的基準についてはよくわからない。特に『中越自由』の廃刊処分は替え玉を理由にしたものとしては重くみえるが、これは元の『越中新聞』の処分対象記事が廃刊処分を受けた『山陰晚鐘』と同記事であるところに理由があるのかもしれない。

ここでは、最後の『党報』第八号（二月二日付）を取り上げたい。この雑誌は毎月二回（十日、二十五日）

発行の自由党の機関誌である。機関新聞『自由』の二週間停止中に発行された第八号が替え玉と見なされ、五週間の発行停止処分を受けた。したがって、『党報』は一月二十六日から三月九日まで、『自由』は一月三十日から二月十三日までの選挙期間で重要な時期に言論機関としてほとんど発信不能の状態になった。これが他の五件と異なるのは、『党報』は従来から発行されており、替え玉として新たに発刊したものではないことである。「取調表」によると、党報付録に『自由』発行停止中の代用として配布する旨が記されていることをもって停止権軽視と見なし、さらに社説「立憲治下ノ良民」で各地の「格闘戮殺発砲抜剣」は民党から行なったことではないという趣旨の文面を載せたことの二つが理由として挙げられている。社説はとりたてて字句が不穩なものでも政府を名指しで批判している内容でもなく、一見して停止されるような文面とは思えない。⁽⁷⁶⁾また、「取調表」は『自由』の替え玉と見なしたが、『党報』第九号の社告は第八号の停止に関して「民党の新聞停止の厄に逢ふ者一にして足らず於是我『党報』は民党に声援を与へんことを期し俄かに日刊新聞と為し」と、『自由』に特定せず多くの民党系新聞が停止されたため『党報』を新聞化しようとしたことを説明している。⁽⁷⁷⁾したがって、社説内容や『自由』の替え玉という示された根拠は内務省の口実に過ぎず、むしろ雑誌から日刊新聞に変更することで選挙の残り期間中に発行可能なることを防ごうとした可能性も否定できない。すでに一月上旬に『党報』号外が告発対象となり、下旬には『自由』が発行停止となり、さらには板垣遊説での強引な演説中止という執拗なまでの内務省の対自由党策をみれば、二月上旬の『党報』第八号の五週間発行停止も内務省の選挙対策であった可能性は十分あるだろう。その点に関連して、井上毅は「近来内務省之高等警察処分稍厳に過る之嫌無きにあらず、宣言書之告訴の如き、新聞之停止の如き」と、⁽⁷⁸⁾『党報』告発とともに新聞停止処分の行き過ぎについて品川弥二郎内相に苦言を呈している。井上のいう「新聞」は『党報』のみを指して

いるのではないだろうが、内務省が新聞発行停止という手段でも強硬な選挙対策に走っていることを示しているのは明らかである。

以上、第四分類は停止権軽視を理由とした替え玉新聞に対する処分であり、干渉に批判的な新聞が替え玉を用いて発行を継続することを阻止するためであったことがわかる。

五 むすび

以上、選挙干渉事件における言論規制について、集会及政社法と新聞紙条例に分けて論じてきた。これまで述べてきたことから、明らかになったことをまとめたい。

まず、集会及政社法に関連して、従来の内訓では権力の濫用を戒めるなど慎重な取締りを指示していた内務省が、第二回総選挙においては内務省警保局長や警視總監が取締り対象とする民党の言説とその取締り手法までを細かく具体的に指示するに至った。実際に政府・内務省が、警戒していた板垣退助の遊説に対して強引な規制を行なったことも明らかにした。内務省が法の運用を選挙対策用に切り替え、強硬的な言論規制に乗り出していたことは、間接的な干渉を指示したという既存研究の見方に疑問を投げかけるものである。

次に、明治二十五年に新聞紙条例にもとづいて行なわれた新聞・雑誌発行停止について、治安妨害を理由とする八十二件のうち、選挙干渉に関係すると考えられる発行停止は五十一件あり、そのうち投票日の二月十五日までが二十八件、投票日後から選挙干渉の騒ぎが続いた三月四日までが十七件、それより後のものが六件であることがわかった。さらに、五十一件の選挙干渉関連の停止処分を分類した結果、序盤の藩閥政府批判、中

盤からの警察による干渉への批判、干渉の実態暴露、そして停止権の軽視の四つに分けることができた。停止処分
処分の明確な基準が示されていないためわかりにくい、特に自由党機関紙誌をはじめとした民党系新聞・雑誌への
誌への厳しい処分をみることができるといえる。

明治十年代から二十年代の言論規制は、根拠となる法規の制定・改正によって行なわれ、運用面でも慎重な
取締りを徹底させていた。しかし、本稿で考察した明治二十五年の選挙干渉事件においては、言論法規の制定・
改正を行なうことなく、恣意的な法運用によって演説取締りや新聞雑誌の発行停止処分を厳格化し、民党候補
の選挙運動に打撃を与えようとした。こうした政府の強硬な言論規制は、選挙後、第三議会が開かれると民党
議員によって実態を暴露され、第三回総選挙に引き継がれることはなかったのである。

注

- (1) 先駆的研究として、高橋雄豺『明治警察史研究』第三卷（令文社、昭和三十八年）。佐々木隆「干渉選挙再考——
第二回総選挙と九鬼隆一」『日本歴史』第三九五号、昭和五十六年四月。
- (2) 前掲『明治警察史研究』第三卷、二七三頁。
- (3) 佐々木隆氏は『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、平成四年）において、松方正義首相や品川弥二郎内務大臣か
らの指示は間接的投票誘導であり、直接的強制力の行使は系統的な指示ではなく県知事レベルの政治的信条や地方事
情などの複合的要因で暴発したものと主張する。一方、坂野潤治氏は、『大系日本の歴史・近代日本の出発』（小学館
ライブラリー、平成五年）や『日本の歴史別冊・歴史の読み方7』（朝日新聞社、平成元年）において、天皇が首相
らに前議員の再選を憂慮する意向を示したこと、干渉を指示したに等しいと系統的干渉を重視する見方をしてい
る。伊藤之雄氏は、干渉は天皇の発意ではなく、藩閥政府関係者の意向に沿ったことを強調する（『立憲国家の確立

と伊藤博文』吉川弘文館、平成十一年、八六頁）。また、最近では事前に首相に対して干渉方法の具体的提案がなされてきたことや、内務省が選挙の前から選挙区調査を行っていたことを指摘する論文（末木孝典「第2回衆議院議員選挙における政府の方針」『選挙学会紀要』第三号、平成十六年十二月）や、貴族院議員が県知事と連携して干渉に関わっていたことを指摘する論文（太田健一「明治二十五年の選挙干渉―岡山県知事・貴族院議員の動向を中心に―」『倉敷の歴史』第一六号、平成十八年三月）なども現われている。

(4) 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（増補版、至文堂、昭和四十一年）。山本武利『近代日本の新聞読者層』（法政大学出版会、昭和五十六年）。鶴飼新一『朝野新聞の研究』（みすず書房、昭和六十年）。

(5) 言論全体に及ぶものとしては、佐々木隆『メディアと権力』（日本の近代14、中央公論新社、平成十一年）、前掲『藩閥政府と立憲政治』がある。新聞操縦問題に関する論文としては、福地惇「第一次松方内閣期の政府系新聞統一問題―伊藤、井上、伊東の動きを中心に―」『史学雑誌』第八三編、第六号、昭和四十九年六月、佐々木隆「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」『東京大学新聞研究所紀要』第三二号、昭和五十八年、成田賢太郎「政務部問題の位置」〔福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、平成五年〕がある。自由党『党報』告発に関しては、佐々木隆「自由党『党報』告発問題をめぐって」『新聞学評論』第三四号、昭和六十年がある。

(6) 代表的な研究として、西田長寿『日本ジャーナリズム史研究』（みすず書房、平成元年）。土屋礼子「明治初期の言論統制と小新聞の筆禍」『メディア史研究』第一号、平成六年などがある。

(7) この史料は、元本所警察署長・室田景辰の手記の反古断片から復元された警視庁作成史料で、米国から返還された旧内務省関係の公文書の一つである。すでに大日方純夫氏が警察史研究の中で一部を用いている。例えば、大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』（校倉書房、平成三年）、由井正臣・大日方純夫校注『日本近代思想大系3・官僚制・警察』（山波書店、平成二年、解題は三九九頁）。

(8) 以下の言論規制の経緯については、前掲『明治時代の新聞と雑誌』、山本文雄編著『日本マス・コミュニケーション

ン史」(増補版、東海大学出版会、昭和五十六年)にもつぎ述べていく。

- (9) 前掲『明治時代の新聞と雑誌』九八頁。
- (10) 太政官布告第十二号『法令全書』明治十三年四月、五七―六一頁。
- (11) 法律第五十三号『法令全書』明治二十三年七月、一六五―一七〇頁。
- (12) 勅令第七十五号『法令全書』明治二十年十二月、二三九―二四五頁。
- (13) 勅令第七十六号『法令全書』明治二十年十二月、二四五―二四九頁。
- (14) 前掲「自由党『党報』告発問題をめぐって」。
- (15) 前掲「第2回衆議院議員選挙における政府の方針」一〇頁参照。
- (16) なお、山室信一「解説・国民国家形成期の言論とメディア」(『日本近代思想大系11・言論とメディア』岩波書店、平成二年、五二七頁)には、「全国政談集会統計」という表が示されているが、期間が明治十四年から二十三年までに限定されている。
- (17) 図2は、「明治13・14年」を一項目としているが、これは「新聞紙法案参照・新聞雑誌調・明治二五年一〇月調」(「井上馨関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)が明治十三年四月から十四年十二月を一つにしているためである。また、同様に二十五年の項目も一月から七月までの値である。
- (18) 「警視庁史料・国事警察編」六五―六七頁(国立公文書館蔵)。
- (19) 同前書、六七頁。
- (20) 同前書、九二―九三頁。
- (21) 同前書、一五四―一五五頁。
- (22) 「松方家文書」(マイクロフィルム版近代諸家文書集成)には園田の探聞報告が残されている。
- (23) 前掲「警視庁史料・国事警察編」一五七頁。

- (24) 明治二十五年一月十二日付告発書（松方正義宛白根専一書簡、松方峰雄、兵藤徹編『松方正義関係文書』第八巻、大東文化大学東洋研究所、昭和六十二年、三三八―三三九頁）。
- (25) 明治二十五年一月十四日付松方正義宛白根専一書簡（同前書、三四三頁）。この松方宛書簡は、平山成信宛書簡に同封されたものである。
- (26) 大浦兼武警保局主事は、板垣が一月七日に東京を発ち、長野から東北を巡回し一旦帰京し、東海道を経て中国・四国を回り、場合によっては九州まで足を伸ばすと伝えた（十二月二十九日付松方正義宛大浦兼武書簡、同前書、一四三頁）。また、白根専一内務次官は、埼玉に板垣が遊説する際に、該当選挙区（第四区）の吏党系候補・湯本義憲に伝えたため、「充分防衛方注意」するはずと平山成信内閣書記官長に報告している（一月九）五日付平山成信他宛白根専一書簡、同前書、三四二頁）。
- (27) 『党報』第六号、明治二十五年一月十日、二二―二二頁（文献資料刊行会編『復刻自由党々報』第一巻、柏書房、昭和五十四年所収、以下『党報』は当文献から引用する）。
- (28) 第三議会の選挙干渉上奏案の審議で立川雲平（自由党）が述べたところでは、板垣の福島での演説は五、六回行なつてすべて中止解散させられたという（『帝国議会衆議院議事速記録』第四巻、東京大学出版会、昭和五十四年、六四頁）。また、板垣の福島遊説に対抗するため、吏党議員のまとめ役を担っていた井上角五郎は十七日に福島入りすることを松方首相に伝えている（一月九）十六日付松方幸次郎宛井上角五郎書簡、前掲『松方正義関係文書』第六巻、昭和六十年、三〇四頁）。
- (29) 『党報』第九号、明治二十五年三月二十五日、三七―三八頁。
- (30) 「大坂オサカに於ける板垣伯」『岩手公報』二月十八日付。以下、板垣演説の内容と中止の経緯は当記事による。なお、引用に際して送り仮名は平仮名に改めた。
- (31) 二月十一日付松方正義宛九鬼隆一書簡（前掲『松方正義関係文書』第七巻、昭和六十一年、一二五頁）。なお、引

用に際して送り仮名を平仮名に改めた(以下同じ)。

(32) 二月十三日付松方正義宛九鬼隆一書簡(同前書、一三五―一三六頁)。九鬼隆一の選挙に対する関与については、前掲「干渉選挙再考―第二回総選挙と九鬼隆一―」、同『藩閥政府と立憲政治』が詳しい。ただし、本稿で取り上げた大阪での板垣演説中止以外にも、岐阜県では九鬼の買収工作の裏で反対候補に対する弾圧が行なわれていたことが指摘されており(伊藤克司「明治後半の衆議院選挙―阿子田積の見た運動人・有権者・候補者―」『岐阜県歴史資料館報』第二号、平成十年三月)、関西地方での政府系候補の優勢の理由を九鬼の工作にのみ求めるのは行き過ぎの感が否めない。

(33) 「第一区の干渉」(鹿島秀磨文書 神戸市文書館蔵)。同じ書類が「選挙干渉ニ関スル参考書類」(衆議院事務局、三一―三三頁)に収められている。鹿島秀磨は改進黨候補であるが、自由党・改進黨は選挙協力を約束していたため、板垣の遊説を改進黨候補も望んでいた。

(34) 「十一月カ」二十八日付松方正義宛井上角五郎書簡(前掲『松方正義関係文書』第六卷、三〇二頁)。また、選挙資金についても「十分の補助」を受けながら、さらに選挙後に「板垣両党の刺撃の爲め」不足の千円余を松方に請求している(三月四日付松方正義宛井上角五郎書簡、同前書、二九九頁)。

(35) 佐々木隆氏は、「とかく独善性・強権性だけが強調されがちな藩閥政府だが、選挙対策的な配慮がいくらかはあったにせよ、政治的言論の自由を極力尊重し、法令・権力の恣意的運用を戒める勢力が広汎に存在していたことは見逃せない事実」(前掲『メディアと権力』一九一頁)と述べている。確かに尾崎三良や井上毅のように外から内務省の独走に反対の声が上がったことは事実だが、この言論取締り命令のように内務省が選挙対策で法令を恣意的に運用していたこともまた事実であり、「広汎」に存在したというのは言い過ぎの感がある。また、佐々木氏が言論に関する藩閥政府の性質を述べるときに、不起訴に終わった自由党『党報』告発事件のみを取り上げて、実際に投票日前後に予審で多くの政党関係者を喚問した自由党・改進黨集会及政社法違反事件を取り上げないのはいささか疑問である。

(36) 「井上馨関係文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、明治七年から二十三年までの発行部数などの新聞・雑誌統計は、前掲「解説・国民国家形成期の言論とメディア」(前掲「日本近代思想大系11・言論とメディア」四九〇頁)でも表になっている。ただし、期間が二十三年までに限定されている点と、新聞・雑誌が分けられていない点から、ここでは「新聞雑誌調」を用いた。

(37) 『内務省統計報告』第十二卷(日本図書センター、平成元年)。「記録材料・功程報告・内務省」(明治十八―二十五年度、国立公文書館蔵)。「記録材料」は各年度共通で、警察事務の新聞紙雑誌という項目において前年分と本年分の停止処分件数が表になっている。

(38) 前掲『明治時代の新聞と雑誌』二二七―二三〇頁。

(39) 前掲『メディアと権力』一六四頁。

(40) 詳しくは、前掲「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」参照。

(41) 政務部については、深谷博治「第一次松方内閣の政務部問題の顛末」(尾佐竹猛編『明治文化の新研究』亜細亜書房、昭和十九年)、前掲「政務部問題の位置」、前掲「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」参照。

(42) 前掲「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」七三―七八頁。

(43) 例えば富山県第四区では大同団結運動の流れをくむ北陸自由党が吏党側にまわったため、機関紙『北陸政論』は頻繁に、敵対する改進黨候補について、賄賂を受け取って警察に拘引された、キリスト教徒である、死亡したなどの風評を次々に報じたが、発行停止などの処分を受けることは一切なかった(末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察―富山県第四区の場合―」『法学政治学論究』第五五号、平成十四年十二月参照)。一方、対抗した改進黨系『富山日報』は発行停止処分を受けた。

(44) 前掲『明治警察史研究』第三卷、二七三―二七五頁。

(45) 『選挙実録』(民友社、明治二十五年、一八九―一九二頁)。

- (46) 「明治二十五年中新聞発行停止取調表」(有松英義関係文書(寄託) R6-10、国会図書館憲政資料室蔵マイクロフィルム)。第二回総選挙時、有松英義は芝区裁判所判事を務めていたが、二十六年三月から内務省警保局書記官として治安警察法などの立法作業に関わった。「取調表」は「警部長・典獄諮問案(明治二六年)」と題された資料中にあり、「検閲の標準」とするための参考資料として添付されている。「有松英義関係文書」には、他に「発行禁止新聞一覧表」などの新聞取締り関係資料が含まれている。詳しくは、「近代立法過程研究会収集資料紹介(14)」(『国家学雑誌』第八六卷、第三・四号、昭和四十八年、一三六一―一五二頁)の資料目録や、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物資料情報辞典』第一卷(吉川弘文館、平成十六年、二二二頁)を参照されたい。
- (47) 『読売新聞』(一月二十日発行、同日停止、停止期間十二日間)、『艶の友』(二月二十日発行、二十六日停止、停止期間七週間)、『小詩人』(三月二十日発行、二十二日停止、停止期間四十五日間、二回)、『廓新聞』(七月九日発行、十二日廃刊)、『神戸日報』(十一月十三日発行、十五日停止、停止期間五日間)。
- (48) 例えば『富山日報』は明治二十五年前後の号が保存されていない。この点においても、「取調表」は資料価値が高いと思われる。
- (49) 一月十七日付がギリシャ人の犯罪に対する裁判所、田中不二麿司法相、榎本武揚外相の対応を批判して二週間の停止。三月十二日付が伊藤博文の進退問題に関する記事で三週間の停止。六月五日付が朝鮮情勢を論じて三週間の停止。このうち、二度目の処分は、記事によって井上馨と松方正義の関係に亀裂が入った筆禍事件(雲台の機微事件)として知られる(前掲「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」一八五―一八六頁)。
- (50) 八月三十一日付「大隈伯の胆識」で九日間の停止。内容は伊藤内閣批判。十月二十一日付「宮内省二人材集ル」で一週間の停止。内容は白根専一、芳川顕正らをめぐる内閣の人事の内幕。また、八月三十一日付の停止期間にいわゆる替え玉新聞として『大日本』を発刊したが、九月一日に八日間の停止を受けている。
- (51) 十二月十六日付「帝国議会紀要」で一週間の停止。内容は衆議院議員批判。

- (52) 四月十四日付「大義名分を論じて伊藤伯の猛省を望む」で二十四日間の停止。内容は伊藤博文をめぐる風説、批評。
- (53) 十二月二十五日付「板垣伯の秘密演説」で五日間の停止。内容は板垣の貴族院廃止論。
- (54) 十月二日付「日露の交際「露の不注意」」で八日間の停止。内容はロシアに対する批判。
- (55) 一月二十日付が風俗壊乱で十二日間の停止。七月二十七日付「天辺の一報」で二週間の停止。内容は高島鞆之助、渡辺国武、松方正義をめぐる内閣の人事の内幕。また、「天辺の一報」を転載した『峡中日報』、『大和新聞』七月二十九日付は八日間、『越佐新聞』同日付は九日間、『因伯時報』七月三十一日付は一週間の停止処分をそれぞれ受けた。
- (56) 『肥筑新聞』は『肥筑日報』の替え玉として発刊されたため、発行停止権を軽視していると判断された。
- (57) この新聞のみ風俗壊乱が理由である。
- (58) 『活世界号外』（一月九日発行、同日停止）、『北海時論』（二月二十日発行、二十七日停止、ただし雑誌のため回数にすれば六回停止）の二件。
- (59) 『国会』（十二月二十五日発行、同日停止）、前掲『神戸日報』の二件。
- (60) 資料には、すべての対象府県名、停止理由となった記事の題名と対象部分（「風俗壊乱ノ要領」もしくは「治安妨害ノ要領」）が記載されているが、一覧表では省略した。
- (61) 三月以降も選挙干渉は各府県議会でも取り上げられ、県政が混乱をきたした地域もあったため発行停止処分も十二月まで行なわれている。
- (62) 『肥筑新聞』（発行日不明、二月十六日廃刊）。『山陰晚鐘』（二月二十九日発行、三月四日廃刊）。『埼玉平民雑誌号外』（八月二十三日発行、二十五日廃刊）。『埼玉日報』（十二月五日発行、同日廃刊）。
- (63) 以下、処分対象記事の引用はすべて前掲「取調表」からである。なお、引用に際して送り仮名を平仮名に改めた。また、文中に「云々」という言葉が頻繁に出てくるが、これは処分対象の記事を抜粋しているために出てきており、元の記事ではなく内務省の作成者が使っているものと考えられる。

- (64) 前掲「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」三三頁。なお、『中正日報』は鳥尾小弥太との結びつきをもった保守系新聞ともみなされていた。
- (65) 詳しくは、末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察―高知県第二区の場合―」『法学政治学論究』第五九号、平成十五年、三七二頁参照。
- (66) ただし、伊藤博文の一月時点での認識では、陸奥と『寸鉄』主筆の織田純一郎は「陸奥が指図して書かせる程の關係にはあるまじ」というものだった（一月二七日付松方正義宛九鬼隆一書簡、前掲『松方正義関係文書』第六卷、一九七頁）。これを松方系官僚である九鬼隆一に語っていることからすると、松方へ伝わることをふまえた政治的意図があるかもしれない。
- (67) 北海道は第二回総選挙では選挙法の対象外であり選挙は実施されなかった。『北門新報』の発行停止中に、渡辺千秋北海道庁長官は谷謹一郎首相秘書官に、中江兆民と親交のある久永廉三が「常ニ過激之徒と出沒」し、選挙でも中江とともに長野県で民党の選挙応援に駆けつけていることを報告している（二月十七日付谷謹一郎宛渡辺千秋書簡、前掲『松方正義関係文書』第七卷、昭和六十三年、七四頁）。このことから、『北門新報』が民党系新聞であることがわかる。
- (68) 野島幾太郎『新井章吾先生』（野島幾太郎、昭和五年、二七五―二七六頁）。『自由平等経綸』は自由党閥東派の新井章吾が中心となって発行された雑誌である。
- (69) 同誌は選挙干渉とは関わらない八月一日付記事でも、松方内閣の退陣を求める内容で発行二回分の停止処分を受けている。他にも二八号（六月十五日付）掲載の「石像内閣」と題する記事が官吏侮辱罪（刑法第四百一条二項）に問われ、七月二十五日、発行人兼印刷人小野澤留作と編集人である野島がともに重禁固二箇月、罰金十円の有罪判決を受けた（同前書、二七七―二七八頁）。
- (70) 二月一日付が『九州自由新聞』（四週間停止）の替え玉として十六日間停止。

(71) 二月七日付が『大阪自由新聞』（三週間停止）の替え玉として十九日間停止。

(72) 三月二日付が『越中新聞』（十八日間停止）の替え玉として廃刊。

(73) 発行日不明、停止日二月十六日が『肥筑日報』（五週間停止）の替え玉として廃刊。

(74) 十二月五日付が『埼玉新報』廃刊後に発行し、同じく廃刊。

(75) 選挙干渉に関係しないが、『日本』の替え玉『大日本』はわずか八日間の停止処分であった。

(76) 『復刻自由党々報』には、第八号は「時の松方内閣の内務大臣品川弥二郎による大選挙干渉（第二回総選挙における民党弾圧）批判の論陣を張った」という説明文がつけられているが、それに相当するものとも思えない（前掲『復刻自由党々報』第一巻、二九〇頁）。また、そもそも説明文が実際に第八号の内容を把握して書かれたものかどうかもわからない。

(77) 前掲『党報』第九号、四〇頁。

(78) 三月三日付品川弥二郎宛井上毅書簡（尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』第一巻、山川出版社、平成六年、三五頁）。

〔追記〕 本稿は、平成二十一年度慶應義塾学事振興資金（個人研究B）による成果の一部である。